

=====  
**薬機法施行規則に規定する「健康サポート薬局」の  
基準（案）に対する意見書**  
=====

2015年12月29日  
新薬学研究者技術者集団

新薬学研究者技術者集団では、厚労省からの意見募集に応じて、2015年12月29日付けで表記のような意見書を提出しました。

1. 主たる意見

「健康サポート薬局」の基準を、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、薬機法と略す。）の施行規則として定めることに反対する。

2. 意見の理由

新薬学研究者技術者集団は、国民の生命と健康を守る立場から薬学の正しいあり方を追求し、創造活動の発展をはかることと、研究者技術者としての社会的責任を自覚し、保健・医療・福祉・環境などの分野で薬学の成果が正しく生かされるために活動している団体である。

今回、国として「健康サポート薬局」の基準が示されたことについて異議はない。

しかし従来、薬機法において薬局開設に必要な基準は、「構造・設備」「人的体制」「医薬品の販売ならびに授受の方法」であり、それらの基準に合った事業所が薬局として認められてきた。

今回の「健康サポート薬局」で提案されている「かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能」ならびに「健康サポート機能を有する薬局の機能」が薬機法に盛り込まれることになると、法で定める薬局が2種類存在することとなるため反対する。

あくまでも薬局は、薬機法で定められた薬局のみで十分であると考えている。